

## 審査項目及び選定方法

### 1. 審査項目及び配点

#### (1) 企画

##### ① 応募動機、運営理念等について【10点】

###### <審査の観点>

以下の事項について、具体的に示されており、共感できる内容であるかを審査します。

(着眼点の例)

- ア 応募の動機
- イ 運営・保育理念
- ウ 運営・保育に対する熱意
- エ 待機児童対策などの保育行政に対する考え方

##### ② 安全・安心・衛生対策について【10点】

###### <審査の観点>

以下の事項について理解し、具体的な対策が示されているかを審査します。

(着眼点の例)

- ア 感染症対策の重要性への理解
- イ 地震・風水害等の自然災害対策の重要性への理解
- ウ 火災対策の重要性への理解
- エ 防犯対策の重要性への理解
- オ 事故防止対策の重要性への理解
- カ 安全安心な給食の提供への取組み
- キ 人権の擁護及び児童虐待対策の重要性への理解

##### ③ 保育内容について 【20点】

###### <審査の観点>

以下の事項について、内容や事業への取組姿勢、保護者ニーズへの対応の柔軟性について審査します。

(着眼点の例)

- ア 保育指針を踏まえた全体計画、年間指導計画等
- イ 特別保育事業に対する考え方（延長保育、一時預かり）
- ウ その他事業に対する考え方（病児・病後児保育、休日保育）
- エ 医療的ケア児を含め、配慮が必要な児童を積極的に受け入れるための取組み

④ 職員について 【10点】

<審査の観点>

以下の事項について審査します。

(着眼点の例)

ア 施設長(予定者)の経歴

イ 職員の組織体制(開園時の職員の採用見込み、採用後の育成計画(研修計画を含む))

ウ 職員の構成(年齢バランス、主任保育士や看護師、栄養士等の職員配置の考え方等)

エ 職員が働きやすい職場環境の構築、離職防止に向けての具体的な取組内容

⑤ 給食について 【5点】

<審査の観点>

以下の事項について審査します。

(着眼点の例)

ア 給食の提供体制(基本方針、栄養士の配置等)

イ 食育の取組み

ウ アレルギーへの対応

⑥ 地域及び家庭との保育連携について 【5点】

<審査の観点>

以下の事項について審査します。

(着眼点の例)

ア 地域・関係機関等との連携・交流

イ 近隣住民への配慮

ウ 保護者との児童に関する情報共有体制

エ 保護者との信頼関係の構築に向けた取組み

⑦ その他独自の取組みについて 【5点】

<審査の観点>

通常保育以外のサービス、特に力を入れたい事業、設備の特徴などについて、内容や実現性を審査します。

## (2) 経営内容

### ① 運営実績について【10点】

#### <審査の観点>

運営主体となる法人による保育所等の過去の運営実績について審査します。法人としての運営実績がない場合は、法人代表者（予定者を含む）及び役員の保育所等の運営に係る知識・経験について審査します。

※審査基準日は、令和4年9月1日とします。

※保育所等とは、認可保育所、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園を言います。

### ② 資金調達について 【5点】

#### <審査の観点>

施設の整備や運営にかかる資金が自己資金で確保されているか、借入を行う場合には借入金で確保されているかを審査します。

### ③ 事業費の適正な計上について【5点】

#### <審査の観点>

保育所等の整備にかかる費用、運営にかかる費用等の資金計画が、詳細な積算根拠が示され適正に計画されているかを審査します。

## (3) 施設・設備

### ① 保育室等の面積（一人当たり）について【10点】

#### <審査の観点>

子どもの処遇にかかわる保育室等の広さについて、認可基準（最低基準）と比較してどの程度確保しているか審査します。また、待機児童が発生した際に弾力的な受入れができるよう設定定員以上の受入が可能な広さを確保しているかについても併せて審査します。

### ② 園庭の面積について【10点】

#### <審査の観点>

子どもの処遇にかかわる園庭の広さについて、認可基準（最低基準）と比較してどの程度確保しているか審査します。

### ③ 園児送迎用駐車場の確保及び出入口の安全性について【5点】

#### <審査の観点>

子どもの送迎に必要な駐車場の確保状況について審査します。また、駐車場の出入口付近における通行時の安全性が考慮されているか審査します。

#### (4) 整備予定地

① 早期事業着手の確実性（関係法令との整合性）について【5点】

＜審査の観点＞

建設予定地が市街化区域か市街化調整区域か、建設に必要な許認可が得られる見込みがあるかなどを審査します。

② 市の土地利用との整合について【5点】

＜審査の観点＞

建設予定地の当市の都市計画の土地利用方針等との整合について審査します。

③ 建設予定地の立地・環境について【10点】

＜審査の観点＞

以下のような点について、保育の環境が良好であるかを審査します。

（着眼点の例）

ア 利便性の良い場所に位置しているか。

イ 土地の面積、形状等について良好な保育環境が確保されると見込まれるか。

ウ 児童の登降園の安全確保が図られるか。

エ 保育所建設により周辺に日照の問題が生ずることがないか。

オ 周辺の建物等により保育所への日照、通風が著しく妨げられるようなことはないか。

カ 周辺の騒音が保育所運営に支障を及ぼさないか。

#### (5) 地元自治会、近隣住民及び隣接者への説明について【10点】

＜審査の観点＞

地元自治会、近隣住民及び隣接地権者等へ保育所建設についての説明をしているか、また、その結果はどうかを審査します。

## 2. 選考の方法について

・「袖ヶ浦市民間保育施設事業者選定委員会」において書類審査及び提案説明・ヒアリング（必要に応じて現地調査）による審査を行い、「1.審査項目及び配点」によって採点するものとします。

・整備運営事業者の選定は、選定委員の評価点数の平均が合計点数（140点）の6割（84点）以上であった者に対し、合計得点が最も高い者を本審査会による被選定者（整備運営事業者）とします。

・最高得点者が複数いる場合は、事業者がくじを引く抽選により決定するものとします。